



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更（八件）……………
- ………（都市整備局都市づくり政策部土地  
利用計画課・都市基盤部交通企画課・街路計画課）…一
- 東京都土地利用基本計画の変更……………
- ………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…四
- 土地区画整理事業の事業計画の変更（二件）……………
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…四
- 昭和五十一年東京都告示第六百七十四号（大気汚  
染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規  
制基準）の一部改正……………（環境局環境改善部計画課）…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定の一部解除……………（同）…六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…七
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…八

告示（内水漁管）

- 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の  
制限……………
- 平成二十八年度第五種共同漁業の増殖方法等……………

公 告

- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関  
する条例第三条に規定する区域の範囲の変更（二  
件）……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…三
- 平成二十八年度調理師試験の実施……………
- ………（福祉保健局健康安全部健康安全課）…三
- 争議行為の予告……………
- ………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…三

告 示

●東京都告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京  
都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十  
一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によ  
り告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 追加する部分
- 東京都市計画都 市再生特別地区  
（京橋一丁目東 中央区京橋一丁目地内  
地区）
- 二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側）

●東京都告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二  
項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京  
都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、  
同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 追加する部分
- 東京都市計画用  
途地域
- 第一種低層住  
居専用地域

削除する部分

中野区大和町二丁目、大和町三丁  
目、大和町四丁目、豊島区長崎五  
丁目、練馬区西大泉二丁目、西大  
泉三丁目、西大泉五丁目及び大泉  
学園町二丁目各各地内

変更する部分

練馬区西大泉一丁目、西大泉二丁  
目、西大泉三丁目、西大泉五丁目、  
大泉学園町二丁目及び大泉学園町  
三丁目各各地内

追加する部分

豊島区長崎五丁目、練馬区西大泉  
二丁目及び西大泉五丁目各各地内

削除する部分

中野区大和町一丁目、豊島区池袋  
本町一丁目、池袋本町二丁目、池  
袋本町三丁目、池袋本町四丁目、池  
上池袋三丁目、巣鴨五丁目、駒込  
六丁目、駒込七丁目、長崎一丁目、  
長崎四丁目、長崎五丁目、練馬区  
西大泉二丁目、西大泉五丁目及び  
大泉学園町二丁目各各地内

変更する部分

豊島区長崎一丁目、長崎二丁目、  
長崎三丁目、長崎四丁目及び長崎  
五丁目各各地内

務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十年二月十六日

四 事業施行期間

平成十年二月十六日から平成二十八年三月三十一日まで

で

五 変更の内容

事務所の所在地を中野区中野一丁目二番五号 東京都

第二市街地整備事務所内に変更する。

事業施行期間を平成三十四年三月三十一日まで延長す

る。

六 変更の年月日

平成二十八年三月七日

●東京都告示第三百五十一号

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第五条の二第一項及び第三項の規定に基づき、昭和五十一年東京都告示第六百七十四号(大気汚染防止法の規定に基づく硫酸化物に係る総量規制基準)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

別表第二備考一中「第二条第二項」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業者の設置する」を「発電事業の用に供する発電用の電気工作物(同項第十八号に規定するものをいう。)が設置された」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百五十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

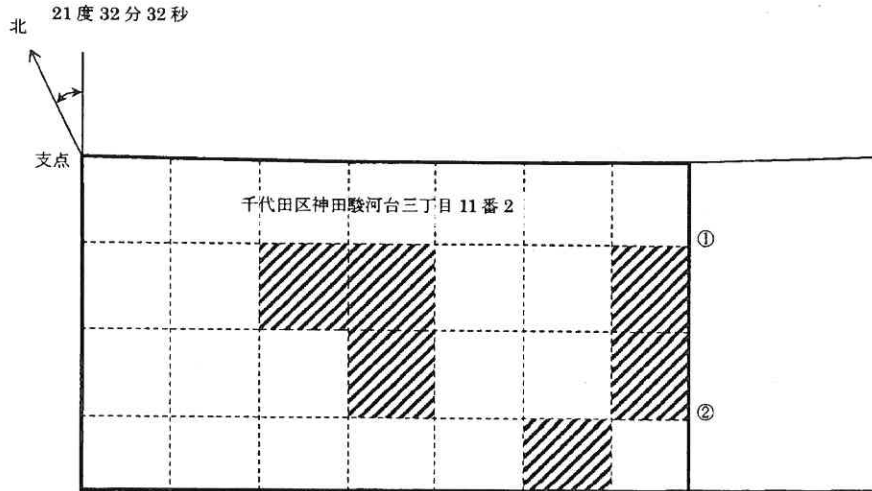
平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区神田駿河台三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界・筆境界
- 調査対象範囲
- //// 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、千代田区神田駿河台三丁目11番2の最北端とする。

【支点からの距離】

地点名	X方向の距離(m)	Y方向の距離(m)
①	68.76	10.00
②	68.76	30.00

【格子の回転角度(21度 32分 32秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百五十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区浜松町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去